

第十回国会 經濟安定委員會會議録 第十六号

昭和二十六年三月二十日(火曜日)

午前十一時二十九分開議

出席委員

委員長 岡田 安正君

理事 多田 勇君 理事 竹山祐太郎君

岩川 與助君 寺本 齋君

奈良 治二君 福井 勇君

瀧 通義君 細田 榮藏君

宮原幸三郎君 森 曉君

笹山茂太郎君 森山 欽司君

出席政府委員

經濟安定 小峯 柳多君

政務次官 賀屋 正雄君

外資委員 山 俊夫君

事務局長 山 俊夫君

事務局次長 山 俊夫君

事務局員 山 俊夫君

事務局員 山 俊夫君

事務局員 山 俊夫君

事務局員 山 俊夫君

事務局員 山 俊夫君

事務局員 山 俊夫君

事務局員 山 俊夫君

事務局員 山 俊夫君

事務局員 山 俊夫君

事務局員 山 俊夫君

事務局員 山 俊夫君

事務局員 山 俊夫君

事務局員 山 俊夫君

事務局員 山 俊夫君

事務局員 山 俊夫君

事務局員 山 俊夫君

事務局員 山 俊夫君

事務局員 山 俊夫君

事務局員 山 俊夫君

事務局員 山 俊夫君

事務局員 山 俊夫君

事務局員 山 俊夫君

事務局員 山 俊夫君

て、どういふ点がかかりましたか、その
の條文についての御説明並びに別途お
配りしてございます二、三の資料につ
いて簡単に御説明いたしたいと存じま
す。

外資に関する法律は、御承知のよう
に昨年の通常国会において御協賛を得
まして、六月に施行いたしましたわけで
ございますが、だん／＼わが国に対する
諸外国、ことに米国の投資もこの法律
ができてから以来活発になりつつある
状況でありまして、朝鮮の動乱が起り
まして、一時外資の導入というような
ことも絶望的に考える向きもなきに
もあらずであつたのでありますが、そ
れにもかかわりませず、実際に私ども
がこの方面の仕事をしておりましてこ
ろから見まして、ことに無形の外資
と申しますか、技術援助契約を中心と
いたしまして、相当盛んに行われつつ
あるように見受けられるのでありまし
て、この点はわが国經濟の將來のため
に、非常に喜ばしい現象だと考えてい
るのであります。この外資に関する法
律の最も大きな目的は、外資の果実の
送金保障という点にあつたわけであり
まして、これが外資の導入に非常にい
い影響を與えたのではないかと考えて
いるわけでありまして、しかしながら非
常に短期間におきまして制定いたしま
した法律でもありまして、いろいろ／＼
な点におきましてやや不備な点もござ
いますので、その施行後約半年の間に
おける状況を振り返りまして、この際
この法律を完備いたしたいと考えまし

て、今回二、三の改正をいたす段取り
にいたしましたわけでございます。

今度の改正案のおもな点をまず最初
に申し上げますと、お手元にお配りし
てあると思いますが、外資に関する法
律の一部を改正する法律案要綱という
一枚紙にまとめてございますように、
大きくわけまして三点あるわけでござ
います。まず第一点は、外国投資家
の株式取得の制限を緩和するという点
でございます。それがまた二つにわか
れてまして、同じ株式と申しまして、
新株の場合と旧株の場合とにわけまし
て、そのいずれにつきましても、現行
の制度よりも外国人が取得するのに便
利であるように改正をいたしているの
であります。

それから第二の点は、外資法の第十
七條に、国または地方公共団体等が外
国人の事業財産を強制的に収用いたし
ました場合の補償金の海外送金の保障
という趣旨で設けられた條文が、一
條あるわけでございますが、現実にそう
いう事態が発生いたしました場合に、
実行が確実に行きましますように、手続的
な従来の規定の不備な点を補おうとす
る点でございます。

それから第三点は、経済的な問題で
あります。外資法ができました前に、
いわゆるポツダム政令の政令五十一号
で、外国人の財産取得を規制する政令
があつたわけであります。この政令に
よりまして、外資委員会の認可を受け
て投資せられましたものに對しても、
外資法による送金の保障と同じような

送金の保障を今後認める必要があるの
ではないか、そうすることが先に入つ
た投資が、後に入つた投資よりも不利
益をこうむるというふうな結果を是正
するゆえんであると考えまして、附則
の改正をいたしました点が第三点で
ございます。

この三つの点が條文でどういふ
にかわつて参つたかという点を、外資
に関する法律新旧條文對照表というの
でややこまかく御説明いたしますと、
これには今回の改正でかわりました條
文だけを抜き出してございまして、か
つた点を傍線をつけて明らかにいたし
ておるのでありますが、上が新條文で
下の欄が旧條文でございます。

まず先ほど申しました第一点の株式
取得の制限緩和の点で、どの條文がど
ういふふうにかわつたかという点は、
まず第一に八條に關係があるわけであ
ります。第八條は見出しにもあります
ように、認可、許可または勧告の基準
に関する條文でございまして、その第
一項は、いわば積極的な基準と申しま
す。外資委員会が認可をするのは、
こういう場合であるという規定になつ
ておるのであります。しかもその場合
には、國際收支の改善に有効に寄與す
るものを優先させなければならぬとい
うことで、まず第一に、直接または間
接に國際收支の改善に寄與する場合、
第二には、直接または間接に重要産業
または公益事業の発達に寄與する場合
合、第三には、重要産業または公益事
業に関する従来の技術援助契約の更新

または継続に必要である場合、この三
つの場合に、認可、許可、勧告をするの
であるというふうな規定しておるので
ありますが、この点につきましては、
従来の條文に何ら変更を加えておりま
せん。

第二項は、逆にいわば消極的な基準
と申します。次に掲げた各号に該当
する場合には、外資委員会は認可をし
てはならないという條文でございま
す。そのうち一号、二号、三号は従来
通りかわりがないのでありますが、従
来の旧條文におきましては、社債株式
につきましての特有の基準と申しま
す。基準が第四号にあつたわけであ
ります。第三ページの下の欄の第四号が
それに當るのであります。これが今
度上の四号と五号の二つにわかれるこ
とになつたのであります。従来の第四
号で、社債、貸付金、それから株式持
分についての基準として、どういふこ
とが書いてあつたかと申しますと、こ
ういふふうな形態の投資をいたしま
す場合には、その対価として用いら
れる本邦通貨が、どういふ源泉から生
じたものであるかという点を問題にいた
しまして、その場合におきましては、
まずどういふ投資をいたします目的
のために、外国から対外支払い手段を
送金して参ります。たとえばアメリカ
の投資家でありますればドルを送つて
参りますから、それを合法的に三百六
十円の公定のレートで交換して獲得し
た円貨でなければならぬ。次には本
邦における正当な事業活動により取得

本日、の會議に付した事件
外資に関する法律の一部を改正する
法律案(内閣提出第一〇六号)

○圖司委員長 ただいまより會議を開
きます。

これより内閣提出第一〇六号、外資
に関する法律の一部を改正する法律案
を議題に供し、賀屋政府委員より新旧
條文の對照について説明を聴取いたし
ます。

○賀屋政府委員 それでは今回當委員
会に付託になりました外資に関する法
律の一部を改正する法律案につきまし

したもの、その他適法に取得したもの
でなければならぬ。諸外国人が日本
である一定の事業活動をするのを許
されており、そういった事業活動をし
て獲得した円貨でなければならぬ。

たとえば物資をやみ売りして獲得した、そういう円貨でもつて投資をするというふうに認められる場合には認可をしてはならない。こういうふうになつておつたわけであります。これを今度には社債と株式と二つにわけたのでありまして、社債、貸付金等のグループと株式のグループの二つにわけたのであります。社債、貸付金については従来の通りでありますが、株式については新しく規定の仕方をかえまして、第四号に持つて参りまして株式だけについての認可基準をつくつたわけであります。ここでもう一つ旧條文について御説明しなければなりませんのは、七ページのところで、従来第十二條として、八條以外に株式だけについての特別の認可基準があつたのであります。この十二條が今回は削除せられました。そしてただいまの第四号に移して規定されることになつたのであります。そこでどういふ基準があつたかと申しますと、この十二條では外国人が株式を取得いたします場合は、次の二つの場合に限られる。第一は当該法人の財産の増加をもたらすものである場合というのでありまして、その株式を外国投資家が引受けることによつて、株式を発行しておる会社自体の財産が増加する場合でなければなりません。と言いますことは、つまり新しい会社が設立せられまして、その新たに発行せられる株式を持つ場合、これがまず第

一に該当するわけであります。その次には既存の会社が増資をいたしまして、そうしてその増資新株を外国投資家が取得する場合、この二つの場合を指しておるわけであります。原則はそうなるのでありますが、第二号に入りまして、当該法人の財産の増加をもたらさない場合は、どういう基準によるかと申しますと、つまり財産の増加をもたらさない場合と申しますのは、すでに発行せられております既存株のこゝとをいっておるわけであります。が、既存株を外国人が取得しようとする場合には、まず第一にその取得が外国投資家の投資計画の一部でなければならぬといひ。かつ同時に第二にいたしまして、その取得の対価たる本邦通貨が、当該取得のため対外支払い手段を合法的に交換して得たものでなければならぬに交換して得たものではない。特にドルなりポンドなりを送つて参りました、それを合法的に交換して得た円貨でもつて取得する場合に限る。こういう比較的やかましい條件がついておつたのであります。ところが先ほどの要綱で御説明いたしましたように、新株と旧株の二つについて緩和措置をとることにはいたしたのであります。そのうち旧株についてどういう緩和をいたしたかといひますと、ここに書いてあります二号の要件のうち、外国投資家の投資計画の一部でなければならぬという要件を、今度は削除することにしたのであります。その結果外国投資家が外貨を送金して参りまして、それを正当に交換した円貨をもつて既存株を買う限りにおいては、外資委員会に認可してもかまわぬ。従来は認可ができたかつたのであるが、認可をし

てもさしつかえないというふうにかわることになったのであります。それから新株につきましては、従来は認可が必要であつたのが、今度は事後の届出で取得できるということになったのであります。この点はただいま御説明いたしました十二條の第一号と、その前の條文の第十一條に關係して参るものでございます。四ページにあります十條をごらん願いますと、一項から四項までありますが、三項、四項は別段問題はないのであります。まず第一項におきましては、従来の規定では、外国投資家が日本の会社の株を取得しようとする場合には、大項でもつて事前の届出を必要とする場合を除いては、外資委員会の認可が必要であるという原則を掲げまして、それではどういう場合に事前の届出で取得できるかというところを、二項で規定いたしておるものであります。それはつまり五ページの最後の二行にありますように、適法に所有する株式または持分に對し、新たに割当てられた株式または持分、すなわちすでに外国投資家が合法的に持つております株式に、その株主の当然の権利として新株が増資されて割当てられたという場合には、その新株を取得するにつきましては、あらためて認可を要しない、事前の届出で持てる。それから第二号において他の外国投資家から譲り受ける株式または持分ということで、ある外国投資家がすでに合法的に持つております株式を、他の外国投資家に譲り渡す場合には、その譲り受ける外国投資家は別段あらためて認可を受ける必要はない。こういうわけでありませう。但し第二項の中ごろに書いてありますように、その株式の配当

金の送金の保障を求めようとする場合には、これは第一項に逆もどいたしまして、外資委員会の認可が必要になりますのであります。これは為替管理を寧ろ施いたしております以上、将来末長く外貨の送金を保障いたしますのは、ただ單に届出だけでそういう処置を認めるわけには参りませんので、やはりその投資の効果というものを十分審査する必要がありますので、こういう場合には認可が必要であります、別段送金の保障を求めないという場合、さつぱり申しました二つの場合は届出だけでよろしい、こういうことになつておつたのであります。ところがそれが今昨ページのしまいの二行にありますように、正前の十二條の一号にありました財産の増加をもたらす株式ということで、増資新株あるいは設立新株等を指しておるわけでありまして。そういう株式でありますとか、それから他の外国投資家から譲り受ける株式、この二種類の株式につきまして、やはり配当送金の保障を求めないという場合におきましては、ただ外資委員会に事後に届出をすればよいということになりまして、それ以外の場合には外資委員会の認可を受けなければならぬ、こういうことになつてゐるわけでありまして。そういたしまして、第三ページの上の欄の株式について基準がここにまとめられて出て来たわけでありまして。つまりこれは認可の基準でありまして、認可が得られます場合は、配当送金の保障を受ける新株、それから旧株を取得する場合でありまして、この二つの場合につ

となつて同收ができないというよう
なことでは、投資家は不安でなか
思ふような投資ができない、こ
心配が非常にあるということが強く
わかれておつたのであります。しか
その点については心配はない。万
何らかの目的でそういう事業を強制的
に収用いたしますような場合がありま
しても、現在の憲法で正当な対価は必
ず補償される。しかしながら、対価が
円貨で支払われただけでは、外国投資
家には餘に描いた餅のようなものであ
りますので、それを投資家の自国の通
貨に必ず交換できるという保障をして
おけば、その点の不安はなからうとい
うことで、この原則を明示するような
意味合におきまして、第十七條に規定
を設けたのであります。第八ページの
下の段にありますが、こういう收
用または買収が行われましたときに
は、その対価の、外国へ向けた送金確
保するために、その必要な金額を、外
國為替算の一年間必ず計上しなければ
ならないということにいたしましたし
て、そうしてこの計上された資金で現
実に送金をいたします場合には、別段
為替管理法上の許可をとる必要はない
ということの規定いたしましたのであり
ます。この條文だけでは、原則は明らか
にされてゐるわけですが、もし
現実にそういう事態が起りました場合
に、このままではちよつと動けない。
全然動けないわけではありませんが、
手続的に非常な不備な点があるとい
うようなことが察せられますので、こ
のたび、上段にありますように、やや詳
細にわけて規定いたしましたのであり
ます。つまり、従来の法律のままで外
國為替算に必要な資金を計上しなけ

ればならないとしておきながら、その
予算を組みます責任者である關係審
議會で、いつどこで、どのような場所
で買収が行われ、大体どのくらいの外
貨を、どういふ通貨で用意しなければ
ならないかというようなことが、具体
的に詳細にわかり得ないことになつて
おりましたので、その点の資料を、ま
ず外國投資家から大蔵大臣に出させ、
ついで大蔵大臣がそれを關係審議會の
方へ出し、この資料に基いて關係審議
會が具体的に予算を組む、こういうふ
うに規定いたしましたのであります。実
質的には何らかわつた点はないのであ
ります。

それから第三点の改正では附則の改
正になつてゐるのであります。これ
は十三ページの下の段の附則の第四項、
それから十四ページの第五項、この二
つが新たに加つたのであります。こ
れは先ほど冒頭に簡単に御説明いたし
ましたように、比較的早く政令五十一
号の認可を得て投資せられましたもの
に対して、外資法ができてから以後の
投資と同様な、配当送金の保障の道を
新たに開こうというのであります。ま
ず、外國投資家が左に掲げる認可を受
けて取得した株式又は持分を外資委員
會規則で定めるところにより、この規
定の施行の日から六箇月以内に行われ
た申請を基いて外資委員会が指定した
ものに係る配当金の外国へ向けた支払
は、外國為替及び外國貿易管理法第二
十七條の規定により認められたものと
する。」「左に掲げる認可」といふの
は、十四ページにありますように、「外
國人の財産取得に関する政令の規定に
基く認可」つまり外資法がきます前
は、外國人の財産取得に関する政令

で、株式取得は外資委員会の認可が必
要であつたのであります。但し、その
ときは配当送金の保障という制度もな
かつたわけでありました。これによつて
すでに認可を得てゐるものについて、
その認可を受けた外國投資家は、この
法律の規定が施行せられましてから六
箇月以内に、外資委員会に指定の申請
をしていただくわけでありました。そ
ういたしまして、外資委員会が外資法の
基準に照らしまして、これは送金を保障
してもいいという判断をいたします。す
ば、外資委員会が指定をいたします。
そうするとその指定の日以後に支払い
の行われます配当金が、今度は為替管
理法上別段の規制を受けなくて、自動
的に送金できる、こういうことになり
したのであります。六箇月間と区切り
しましたのは、すでにケースとしては片
づいたケースでありますので、指定の
申請をしようとするれば、この程度の日
にちががあれば当然できるわけであり
ますので、二年、三年あるいはそれ以上
になつて、これは昔政令五十一号で認
可されたものだから、配当金の送金を
保障してほしいということを持つて来
られまして、外貨予算を組みます上
において、非常に古いことを一々振
り返らなければならぬということと
煩雜でありますので、その辺の關係を
なるべく早く片づけようという意味
で、六箇月に区切つたわけでありま
す。それから第五項は、これはいろいろ
な條文の運用規定並びにその読みか
えの規定であります。その中で特に
御説明を要するのは、第十五條の二項
を準用いたしております。——第十
五條の二項といふのは、配当金の
送金の保障をいたします場合は、必ず

外貨が入つて来た場合でなければなら
ない。株を持ちます場合にも、日本の
国内でたまりました円でもつて取得し
たような株式の配当金の送金は保障で
きない。外貨を売つてそれを合法的に
円貨に交換してできたもの、あるいは
円貨に同等の価値のある現物を売つ
て、それによつて取得したような株式
に限つて、送金の保障ができるという
ことにいたしておるのであります。が、
その條文を、今度の古いものの指定の
場合にも、やはり準用することにした
したのであります。

以上で大体法律についての改正の箇
所の御説明を終つたわけでありませ
う。次に、お配りしてある資料に基きま
して、これまでの外資導入の概況は、
どういふふうになつておるかといふこ
とを、簡単に御説明いたしたいと思
います。

横書きの扉がついた「外資導入概況」
という資料がお配りしてあると思いま
す。外資導入の形態にはいろいろある
わけでありまして、外資委員会が審査
いたしました認めます外資導入の形態
といたしましては、まず第一が技術援
助契約、それから株式持分、それから
社債貸付金があるわけでありまして、
社債貸付金の形態によりまして投資は、
今日までのところ、ほとんどまだ実現
を見ておらないのであります。一番重
要なのは、技術援助契約と株式の取得
の二つにわかれるわけでありまして、
この二種類の投資について、具体的に
どういふようなケースがこれまであつ
たかというのを、第一の表と第二の表
に詳細に掲げておきましたから、これ
をごらん願ひたいと思ふのでありま
す。それから第三の表は、政令第二十

一号に基き、外貨またはこれと同等の
価値のあるものによつて取得した株式
ということになつておるのであります
が、これは先ほど改正点について御説
明いたしました最後の点に關係がある
わけでありまして、すでに政令五十
一号で認可を受けて取得いたしました
もののうち、今度の改正によりまし
て外資委員会が指定をいたしました
将来の配当送金を保障することができ
る部類に属するものはどれほどある
か。その要件をいたしましたのは、先
ほど御説明いたしましたように、外貨を
持つて来たもの、あるいは外貨と同等
の価値のあるもので取得した株式に限
るわけでありまして、それをビツク、
アツプいたしましたここに掲げてお
いたのであります。全体で十五件ほど
認可になつておりました。金額にいた
しまして八千五百万円ということにな
つておるのであります。第四の表は、
外資法に基く対外送金実績ということ
で、これまで外資委員会が認可いた
しました投資のうち、これに基いて果
実の送金として、どのくらいの外貨が
現実に出て行つたかという、その実績
の表でございます。今日までのところ
では、まだ実績としてはそう大した金
額に上つておらないのであります。八
件、二十六万ドル程度にすぎないの
であります。なお株式につきまして
は、会社の決算期等の關係もございま
して、今までのところは、現実に送金
が行われた実績はございません。
この表でござんになりますと、大体
具体的に、会社としてはどういつた会
社が外資を入れておるかということが
おわかりになると思ひますが、それ
は金額的に——たとえば株式につきま

して、一体、全体でどのくらいの金額のものか、外国人によつて投資されたかという数字がわかりませんので、それは「外資委員会審議状況報告表」というのがございまして、これの中に表と参るのではありません。これは非常に表としてございまして、これによりまして、実は毎月外資委員会の事務局でつくつておられます表を代用していただきまして関係上、二月分についてつくりましたもので、いろいろなごまかい数字を書いておりますが、このうち、最初から二月末までの間の数字が、おわかりになるわけがあります。第一ページは、これは全体の種類について、ただ申請の件数、認可の件数を記載してあるだけであります。たとえば認可件数の下の累計をござらん願ひますと、技術援助契約では二十一件認可しております、株式では取得に認可を要するもの六十五件、取得に届出を要するもの五十件、それから社債、貸付金なし、こういうことになっております。その技術援助契約のうち、種類別によりまして、二十一件がどういふ種類にわかれるかというのが次の表にあります。化学工業が七件、ゴム工業が一件、合計二十一件ということになっております。それから外資法がございまして、前には、やはり技術援助契約を政令五十一号で、外国人の財産取得に関する政令によつて認可いたしておつたのであります。それが二ページの最後の下の部分にあります。全体で十二件ございまして、その数字の内訳等を掲げてあるのでございまして、三枚目の表が株式の取得の合計の金額でありまして、(1)が外資法によりまして認可した

金額であります。これも当月とありますのは二月で、累計のところは外資法施行以後二月末までの数字であります。金額で十億三千万円。それから株式につきましては、単純な資産投資と経営参與の投資というふうに分かれておりまして、これは便宜上のわけ方です。すぎないのであります。単純な資産投資と申しますのは、日本に生活してあります外国投資家が、資産保全の意味で銀行の預金にするか、株式に株を持つといったことで、百株、二百株といったような、比較的少数の株を取得する場合を指しておるのであります。これはあまり外資導入といいたしましては、その重要な意味を持つておらないのであります。もう一つの経営参與的な投資と申しますのは、つまり経営に参與する目的を持った投資であります。どちらかといへば、これが本格的な外資導入であります。その二つにわけ、数字を掲げておるのであります。同時にまた対価の種類別によつて、外貨を渡つて来た場合と、現物を渡つて来た場合と、国内で蓄積した邦貨で買います場合と、この三つにわけ、それらの数字の内訳を掲げております。それから同じ二ページの一番しるの部分は、これは外資法がございまして、前には、外国人の財産取得に関する政令によつて外資委員会が認可をいたした数字であります。昭和二十四年三月十五日から、二十五年の六月七日までの数字でございまして、戦後ということとでございまして、この下の欄の数字と上の表の数字と、両方を加えた数字になるわけでありまして、四枚目は、これは外国人の事業活動に関する政令による認可の状況でありまして、いわ

ゆる直接投資と申しますか、外国人自身、日本の商社とは全然縁を結ばず、単独に出て参りまして、あるいは事業活動をする場合に、ある一定の業種につきましては、外資委員会の認可があるいはそれらの行政官庁の許可が必要であります。この場合に、外国人の事業活動に関する政令におきましては、主務官庁がそれらの業法に基づきまして、たとえば銀行業であれば大蔵大臣、運送業であれば運輸大臣が、業法によつて免許したわけでありまして、そういう場合には、その主務官庁は、処分をいたします。前に外資委員会に付議をいたしまして、その意見を徴するということになつておるのであります。それが第一の半分の表であります。累計のところにありますように、二番目の賛成同件数というところで、銀行業については七件、保険業については十件、運送業については一件、電気ガスがなし、合計十八件、こういうことになつておるのであります。それから下の半分の表は、これは他の行政官庁は、別段行政処分の権限は持つておらないで、外資委員会自身が自己の権限として許可をする場合の業種であります。それはここにありますように、保険業、運送業等が並べてありますが、そのそれらにつきまして、許可件数というところで、二月末までに全部の業種につきまして、百十五件の許可をいたしております。それから最後のページの表は、これは外国人の財産取得に関する政令によります。外国人がわが国内におきまして不動産を取得いたします場合、その他鉱山権、砂鉄権、地上権、担保権等取得いたします場合

には、やはり外資委員会の認可が必要であります。そのうちのケースについて、どのくらいの認可をいたしたかという件数を掲げたのであります。その一番下の方の部分に、その中で特に土地と建物について、どのくらいの認可をしておるかということが明らかになつております。その累計は、外国人の財産取得に関する政令がございまして昭和二十四年三月十五日以後二月末までの数字でございまして、累計にありますが、数量で二十七万三千坪、金額では四億八千五百余万円、その場合も、外貨を渡つて来てそれを円にかえました場合と、現物を渡つて来てそれを売却した円貨でもつて買ったものと、それから国内で合法的な事業活動を行ひましたたつた円貨によつてやりやりましたものと、三つにわかれるわけでありまして、そのそれらについて内訳を掲げておるのであります。大体以上法律についての改正点の御説明と、今日までの外資導入の概況についての御説明を終わります。

○副委員長 ただいまの説明に対して、質疑があればこれを許します。

○笹山委員 簡単に伺ひたいと思ひますが、この旧来の株式につきましては、今度は投資計画の一部でなくともいいというところに變更になつたようございしますが、現在運用してみても、どういふような点について不都合があるか。その点について、具体的に支障があつたならばその事例を御説明願ひたいと思ひます。

○貿易政府委員 従来の、投資計画の一部でなければならぬという趣旨を申し上げますと、たとえばある外国投

資家が日本の会社に自分の特許を使わせる。技術援助契約をいたすわけでありまして、そういう場合には、日本の会社に対して、その経営に特に関心を持つというふうな意味合いから、その会社に対して、その増資を特に引受けられたいというふうなことで、増資がございまして、それだけ経営に対する支配力が増すわけでありまして、そうでない場合におきましては、既存の株を買わなければならないというふうなことが起つて来る場合もあるものであります。そういうふうな場合には、技術援助契約という一つの投資計画がありまして、それと結びついていらないわけでありまして、そういうやうな、ただ既存の株を買うという場合は、従来の全然できないやつたわけでありまして、従来の規定になつておりました関係から、あまり現実の問題として非常な困つたというふうなケースはないのであります。最近諸外国をまわつて来られてみまうと、向うでは日本の株式に対して投資をしたいというやうな意向を持つておる人が相当多い。また特にアメリカ等におきましては、今日二世で祖國に貢献するという意味合いから、外貨を渡つて日本の株式に投資し、國際收支の改善に寄與したいというやうな考えを持つておるものも、相当あるというふうな聞いておるのであります。そういう人たちが、ただ單純に株式を持つというやうな希望がいくらございまして、ただいままでの規定では、ほかに大きな投資計画がなければ認可できないということになつておつたわけございまして、その

要件を除くことにいたしましたので、こういった投資も認可をすることができるよう改正した方がよいのではなからうかと、このことから、こういう改正をした次第であります。

○笹山委員 旧株の取得につきましては、そういうことで範圍を非常に広げるといふことになりまして、いろいろ証券市場に外国資本が介入して来るといつたふうな問題でもつて、そこに経済界にいろいろ波紋を来すのではないかと、そういうことが考えられるのですが、そういう心配はありませんか。

○小峯政府委員 今事務局長から説明がありまして、外国の投資を盛んにする必要があるわけでありまして、そこで素性の知れた金というふうな意味で認可制度を残しておるのであります。この問題を御審議いただきまして、財界の人たちの意見も十分伺つたのであります。外資を入れたら株式を、筋が通つておりさういふ計画の中の一部でないという意味で、もつとこれを容易に持つていたらいけないか。しかし株価も安いし、今御指摘のようにこれが非常に好ましくないようなことになつて、ことに好ましくない外国投資によつて持たれるということに對して、いろいろ意見が出たものですが、その中間をとりまして、金の素性、また持つていただく人の素性等を認可によつて十分監視をして参るつもりであります。

○笹山委員 その第四号の問題ですが、これはこの法律を制定する場合においても必要があつたのだらうと思ふのですが、あるいは法律制定当時にお

きまして、こういった問題については別に必要がないということとで設けなかつたのであるか、あるいはまたこれによつて、現在非常に困つておる面が苦情として出ておるかどうか、こういう点を御説明願ひたい。

○小峯政府委員 最初のは政令によつてやりましたので、とりあへずきめたものであります。その後の情勢等を勘案して、やや体系的な法律をつくつたわけでありまして、今御指摘のように、その当時からその準備が必要であつたかとも思いますが、さしあたりのことでございますので、この法律を機会に、不公平のないようにという意味で加えたものであります。

○笹山委員 この取扱ひによりまして、将来對外資産の關係がどれだけ増加する状況でありますか、あるいは現在この關係におきまして、円として日本に保有しておる金額の見積り、こういった点について御説明願ひたい。

○賀屋政府委員 あとの方の御質問の趣旨はちよつとわかりかねましたが、先ほど資料について御説明いたしましたように、全部政令一号で認可されましたものうち、外貨あるいはこれと同等の価値のあるものによつて取得した株式が、外資法に照して受当なものであるといふに認定いたしました。外資委員会が決定するといひました。先ほどの第三の表にありましたように八千五百万円の株式ということになるのであります。そういったものと、この株式について毎年の配当金が送金されることになりまして、その金額を外国為替予算に計上いたさなければならなくなるわけでありまして、会社によつていろいろございまして、また

將來の事業の業績というよりなことか、必ずしも配当金を的確に予想することはむずかしいのであります。いろいろ、会社のお話等も承つて概算いたしまして、將來の配当金の予想は一年で大体四万ドル程度のものであると考えております。

○笹山委員 外資委員会の審議状況の報告にございます表でございしますが、この表の中に大体認可されておる。ところが不認可のものが若干あるものであります。この不認可されたものについて、大体どういふものであつたのであるか、この法律案の條項から考えて、どういつた点に該当するのであるか、その点を承りたい。

○賀屋政府委員 株式取得で認可を要するものについて、不認可の件数が一つ出ております。そのほか事業活動にについても、ごくわずかでありますが、不許可の数字が出ております。株式取得についての不認可は、実は今度の外資法の改正に關係があるのであります。ある会社が既存の株式を取得いたそうという申請が出て参りまして、その外國投資家が所屬いたしております法人としては、新たに取得しようとする日本の会社と従来も資本的なつながりがあつたのであります。その重役が個人として既存の株式を取得しようといふことで、その個人について見れば、投資計画の一部と見ることができないという關係で、既存株の取得を不認可にいたしましたと記憶しております。こういったケースが、今度の場合であります。認可してもさしつかえないことにならうと思ひます。

○笹山委員 不動産、特に土地の取得についてでございますが、報告により

ますと、二十七万坪の土地が取得され、認可になつておるのでございます。が、土地の取得について、現在どういふような態度をもつて認可の標準にしておいでになるか、あるいは將來どういつた問題についてどうお取扱ひになるのであるか、お伺ひしておきます。

○賀屋政府委員 不動産の取得を外國人について特に制限いたしまして、認可制度にいたしました趣旨は、特殊な事情があるのをごさいます。終戦後日本は占領下にあるわけでありまして、講和が成立いたしますまでの間は、占領軍によつて日本の經濟が特に悪い影響を受けるようなことがないようになつて、占領軍に特別な地位を利用いたしまして、不当な圧迫を日本人に加へまして、目ぼしい土地を安値で買ひ占めるようなことがないようになつて、これは実は内部的なことであり、日本が認可いたします場合には、みならず、認可いたします場合には、向うの意見もよく聞きまして、向う側もそういう点にはむしろ自発的に關心をもつて、そういう悪いケースの起らないようにという配慮をいたしておるものであります。そういうことにいたしまして、日本の重要な資源の保全ということを考へておるわけでありまして、従ひましてこの土地の取得の場合におきましては、詐欺、脅迫とか、占領軍の責めに帰すべき不当な圧迫がなかつたかといふことを、特に注意して調べることになつておるのであります。同時にまた、それを買ひます場合の円貨の源泉を非常にやかましく申しまして、その円貨が、たとえば銀行の、な

不当に高く売つて稼いだような円であり、また場合には、これは認可しない、こういったことにいたしております。大体そういった諸点を考へまして、特に不都合のないような場合には認可をいたすことにしております。

○笹山委員 たとえばある宗教団体の付屬農園というふうな名義で、たぐさの農地を買収する、こういう場合に認可しては、この法律によつて許可ができるのであります。あるいは、そういうものは好ましくないという判断が下されませんか、その点を伺ひたい。

○賀屋政府委員 宗教団体がその布教の目的のために、たとえば教会を建てますとか、あるいは修練場を設けるといふために、不動産を取得しようといふ事例は、今日までも相当ございまして、認可をいたしております。今後、それが先ほど申しましたような不当な円でもつて買われるというふうな場合でない限りは、認可をいたさざるを得ないじやないかと考えております。

○笹山委員 ただいまの御説明で、そういう場合におきましては認可をするという方針のように聞いておるのであります。が、宗教団体、そのほかいろいろの安んじ農園を買ひ占めるという計画については、これをそのまま放置すること、私は非常に大きな問題を將來に残すだらうと思ひます。そういう点について、このままの状態ではないか、政府のお考えについては、私相違ないものであります。やはりこういったものについては相当制限して、實際その宗教団体なり公益団体が、どうしても農園を持たなければなら

らぬというふうに、きわめて狭義に解釈しまして、必要最小限度にとどめるべきものではないか、かように考えますが、どういう御意見でしょうか。

○小委員 農耕地の問題などは、当然農地調整法の委員会の意見も聞きますし、御趣旨のように、私どもも必要なものをお願いする形でやられることは好ましいと思えますので、慎重を期したいと思います。

○田委員 奈良治二君。

○奈良委員 外資導入は、昨年実施当時非常に大きな期待を持たれておつたのでありますけれども、予期の通りの実績が上つていないように考えられるのであります。これは単に届出または認可の制度とか、あるいは各種の制限を緩和する、廃止する、あるいはまた外国人の財産取得や配当金その他の送金の保障というふうなことだけで、盛んになると思えられないのであります。やはりわが国の経済的な安定と自立の見通しがなければ、盛んになるものではないと思えます。これについて当面伝えられております日米経済提携がどうなるかというところは、きわめて重要なことだと考えられるのであります。そこでこの日米経済提携という問題に対しての政府のお考えや、見通しやらをお伺いしたいのであります。これに関連しまして、外資導入の今後の見通し、また政府はこれに対してどんな対策を講ずるお考えでありますか、できるだけ具体的に御答弁を願いたいと思います。

○小委員 政府委員 まつたく御指摘の通りであります。小さい法律の末節を改めまして、外資が積極的に入つて来るものだと考えておりません。た

だこの法律の範囲内でどう改めますれば、多少でも入り方が積極的になるだらう。先ほど事務局から説明がありましたが、現に単純な投資、筋は通つておりまして、投資計画の一部でないという意味で不認可になつたような例もありますので、わずかではあります。その点も改善したいというのが改正案のねらいであります。しかし本格的にはこれまた御指摘の通り、日本の経済の安定及び日本の経済の復興状態、経済の実態というものに中身が入つて参りませんならば、最も臆病である資金が流れて来るはずがないと思ひます。しかしそれに多少加わつて、日本の経済の復興を助けながら入れるというふうなことになるかと、これまた御指摘の通り、経済協力の問題だろつと思ひます。しかし経済協力の問題はいろいろとござつたされておりますが、まだ実は公式な折衝は、政府として受取つていないのであります。ただ私どもはそういう形の協力が、日本の自立経済計画に、著しい貢献を来すような形ではまいのだからと考えておりました。私どもが描きました自立経済計画を、その相互関係をくずすことなく促進されるような経済協力が好ましいと考えております。従つてそういうふうなお話があり、われわれがねらつておる自立経済計画にも大きな貢献を来さぬように、あの相互関係を維持しながら促進されるようなら喜んでお話を承るのであります。またた公式な折衝がないのであります。しかし方向としてはそういうふうな方向に行き、その方向を通じて外資が入つて来るべきが、一番本格的な外資導入の問題となるのだらう、かように考え

ております。

○奈良委員 外資の導入が予定のようにはできないという原因がどんなところにあるとお考えになるか、率直にお話願ひたい。

○小委員 政府委員 私は、まだ資本が安心して日本の経済にとどまるほどに、日本の経済の実態は固まつていないと思ひます。私どもも安定計画を進めて参りますが、安定の緒にはついて参つておりますが、なお産業界が安定するという段階には、相当いろいろの問題があると思ひます。しかし長い間かかつて築き上げた日本の経済を、戦争で一朝にして灰燼に帰してあるのでありますから、そういう問題が改まりません限り、なか／＼本格的には参らぬと思ひます。また同時に、これは国際的な条件もあるわけでありまして、御承知のように、いろいろな国防生産なんかの問題がありまして、外国に対する投資が、まだ正常な意味に於いて国際的にも見直される時期に至つてないのだというふうに考えております。

○奈良委員 公式な日米経済提携の申入れがないというふうにおつしやいますけれども、巷間いろいろ伝へるところには、何かしら根拠があると思ひますが、そのアウト・ラインみたいなものだけでも御説明願ひませんか。

○小委員 政府委員 巷間伝えられるところは私どもも承つておりますが、確かにそれは根拠のないことではないと思ひます。正式に交渉を受けておられますが、講和会議に入りまして、お互いに友好国としてつき合ひを始めますれば、日本に対する経済の実態も、もつとはつきりわかつて参りますよう。ま

た日本の適地産業として伸ばし得る産業もあると思ひます。たとえば設備なくとも、資材のかませ方いかんでは、もつと産業の生産指数の上る面もありましよう。また労働力も、日本の状態から、もつと有効に活用する方法もありましよう。お互いに長所をよく生かしながら経済提携をするというのは、講和後の平和態勢から当然必要なことだと考えますので、そういう根本的な理念からいつても、経済協力は講和会議を契機として、当然進められる問題である。そういう大道に即した巷間のお話でありますので、私どももそういうことはあり得ると考えますが、ただ政府に對し、正式な折衝がないものでありますから、この場でお答えするまでに至つてないものであります。

○奈良委員 公式な折衝がないものを、しつこくお尋ねするものどもを、かと思ひますけれども、ことに電源開発の問題なんか、かなり具体的な新開道があるのであります。この電源開発の外資について、政府としてのお考えをお聞きたい。

○小委員 政府委員 御承知のように、日本の電力事業は、過去においても外資の力によりまして相当促進されて來ましたことは事実であります。また大體いたしたことは事実であります。また大體色は、私はやはり電源にあるのではないかとと思ひます。この電源開発の問題は、経済協力というふうな、最近伝わつておるような問題と一應関係なしに、日本の電源の非常に条件のいいことを考えまして、先般これも非公式であります。民間の技術者がおいでになつて、日本の電源を下調べしてくれたこともございます。只見川あるいは

は四国などにも、その人が行つたことも事実であります。そういう意味で、私どもは、日本の経済の一番根本的特色である、しかも潜在資源である水というものを、ぜひ外資の力で生かしたいという考え方がありますから、お話がありますれば、日本の産業の自主性をそこなないという範圍で、十分お話を承り、むしろ力を借りるつもりでございます。

○田委員 多田勇君。

○多田委員 ただいま大御質問がございましたので、私は一、二お伺ひしたいと思ひます。先ほど政務次官から、外資導入が活発に行われぬ原因についていろいろお話がありました。が、外資の導入が活発に行われぬという具体的な障害となるべきような点はないか、どういふ点であるか、またその障害となるべきような点を除去するための方策としては、今後どういふ方法をとつて行かれるか、その点についての政府の見解を伺ひたいと思ひます。

○小委員 政府委員 先ほどもお答えいたしましたのでありますが、結局信用の問題だらうと思ひます。日本の経済の実態に對する信用、あるいはまた日本に投資した場合は果実の送金、あるいは日本の経済力が国際的に見て一人前になるかどうかの問題であらうと思ひます。こまかい技術的な点でいろいろ支障のあります点は、今御審議を願つておるような形で、徐々に改善をして参つておるつもりであります。が、根本的には、何といつても日本の経済がまだ復興途上にある。安定途上にある。完全なる意味において一人前になつていないという意味だらうと思ひます。し

かも戦争というふうなことで、資本に
対するお互いの約束というものを、一
時中断したことも御承知の通りで
あります。そういう意味で、総合的な
意味の信用度を高める以外に、根本的
に外資を導入する方法はないのであり
まして、一口に言えば、信用の確立、
具体的に日本の産業に中身をつける。
そしてまた約束を十分にどこまでも果
し得るような、国際経済道義というふ
うなものを、事実をもつて見ていた
く以外に方法はないのではないかと、た
だ経済協力という、伝えられるような
問題が出て参りますれば、そういう意
味で、私どもも考えておる信用という
のが、政治的にも多少進められるとい
うことは、考慮に入れていいと思いま
す。

○多田委員 御説ごもつともだと思
います。外資の導入について、特に日
本の経済がそのためにこうむる影響が
非常に大きいという見地から、
特に阻害しておると申しますか、ある
いは外資の導入を希望しないというよ
うな意向が現在までの程度あつた
か、その点伺いたい。

○小澤政府委員 今申し上げましたこ
とのほかに、たとえば独占禁止法の問
題、事業者団体の問題等も、やはり
外資の入り方にさしざわりになつてお
る面があるように考えます。そういう
技術的な問題も当然改正して参るつも
りでありまして、まだ関係筋との了解
が得られませんが、一応今お手元
にさし上げたような形の、小範圍の改
正にとどめておるわけでありまして、
○多田委員 外資の導入について今お
尋ねしました点は、外資を導入したい
という相手方からの希望があつても、

それに対して外資を導入することに賛
成できないというふうな意向が、どの
程度あつたかということをお尋ねした
のでありますが、それに関連しまし
て、日本の産業機構を近代化するため
には、どうしても積極的な外資を導入
しなければならぬというところは、先
ほど来政務次官も言われた通りであ
ります。これらの、たとえば電源の開
発あるいは鉄鋼業等の規模の改善、そ
の他日本の基礎産業の設備を近代化す
るために、外資の積極的な導入をはか
なければならぬと考へていますが、そ
れに対して、政府はどのような対策あ
るいは見通しを持つておるか。ある
いはまた現在、たとえば川崎製鉄が新
しい製鉄所をつくるという場合に、こ
れはアメリカの新しい技術、設備を導
入しようという考え方のようございま
すが、これらに対して、現在どの程度
の考へがあるか、またそれに対する政府
の考へをお示し願いたい。

○小澤政府委員 詳細は事務当局から
答えていただきますが、御指摘のよう
に、基礎産業に關しまして、特に設備
の近代化をいたさなければ、日本の産
業というものは基礎構造として非常に
弱くなつてしまふと思ひます。そこで
最近、基礎産業が比較的好況に恵まれ
ておりますので、その自己資本による
近代化は十分いたしておられます。また
そのために、税金償却その他の面でも
考慮を續けて参るつもりであります。
また見返り資金、あるいは近く御審議
をお願いする予定になつております開
発銀行等においても、その線は推進す
るつもりであります。また技術的にい
ろいろお話があり、すでに話の進んで
おるものもありますので、單に資金とい

う意味でなしに、技術の導入というこ
とも話合ひはつて参るつもりであり
ます。しかし一番大きく期待されます
のはやはり、まだ具体的には何も聞
いてはおらないということ、先ほど
申し上げた通りであります。経済協
力というふうな面が出て来ましたとき
に、ややそれを本格的に進める。しか
しそのことの前にできるだけ、今申し
上げましたような点を総合的に実施を
しまして、近代化を促進したいと思
つております。

○多田委員 事務局のこの表を見ます
と、外資の導入の形態が、技術援助が
ほとんどその主たるものになつてお
ります。技術援助が主たるものであ
つて、実際の投資が活発に行われな
いという理由は、先ほど政務次官か
ら、日本の経済が安定しないという点
を強く主張されたのでありますが、こ
の点については、投資と技術の援助、
これは日本の経済の実態を考へれば、
同じような条件に考へてもいいと思
います。ことに技術援助が活発に行わ
れて、一方投資が不活発だという理由
について、政府の見解を承りたい。

○小澤政府委員 手を入れれば見込み
がある。そうしてやや見通しがついて
も、資金というふうなことは、これは
好意を持つて見て下さる場合当然だ
らうと思ひます。少し手を入れて成長
してからというふうなことになるので
はないだらうかと思ひますが、技術よ
り資金自体の方が、保守的のものだ
と考へております。

○多田委員 海外送金の問題が、外資
導入を非常に阻害する点になると思
いますが、大体海外送金は、どのような基
準で線を引きようという考へております

か。

○小澤政府委員 ただいままで事務当
局から御説明がありましたような、こ
の法律によるものはおのずからその線
になるものでありますが、その扱い方
の關係等については、事務当局から申
上げます。

○加屋政府委員 外資導入によりまし
て、海外送金の保障をいたす道が開
かれたわけでありまして、ただその場
合、どのような基準でもつてこれを認
めるかという点につきましては、い
ろいろ研究もいたし、問題にいたした
わけでありまして、たとえば貸付金の利子
なら何パーセント、それから配当金で
あれば何割というふうな基準をつく
てはどうか、というふうな議論もいた
されたのでありますが、たとえば金利
でありますれば、一割まではいいとい
うことになりまして、むしろむしろ
低くして、六、七分程度で入るうとい
うふうに考へておりました外資でも、
一割まで認めれば一割でというふうな
ことにもなりまして、また基準を
あまり低くいたしまして、これを外部
に公表いたしまして、これしか認め
られないならば差控えるというふうな
考へも起ります。また業種別に
して、どの業種が幾らというふうな差
別を設けますことも、非常に技術的な
困難もございまして、結局は第八條
にありますが、基準によりまして、
非常に抽象的ではあります。その後
のケースについてはおの／＼のメリッ
トを考へまして、その具体的なケース
にあたつて、その希望するところもよく
聞きまして決定いたす方が、むしろ実
際ではないかというふうな考へまし
て、別段はつきり何分というふうなき

まつた基準は設けておらないわけであ
ります。

○多田委員 海外送金はある一定の線
が引かれ、認可について相当検討され
た上で定められるようでありまして、
海外送金をされた以外の、国内に蓄積
せられましたそれらの資金を、将来ど
ういうふうな取扱ひをするように考へ
ておられますか。

○加屋政府委員 国内に蓄積されまし
た資金であります。これは広く国際
收支という面からいたしまして、結
局はいつかは外貨にかえてほしいとい
う要求が出るべき性質のものでござ
いますので、その意味から申します
と、外国人が日本で円貨を持つてお
ることは、国際收支の面では、それだけ
日本が外国に対して債務を負つてお
るという關係になるわけでございます。
従ひまして、私どもの実際の事務の処
理の点から言いますれば、日本でさ
しあたり円だけで持つて、海外には送金
しないから、これだけの投資をしたい
というふうなことを申し参りまし
て、特に送金をしないから、円で保有
しておるだけだからというので、別に
基準を軽く扱つて認可するというよう
なことはいたさない考へであります。
また、国内の円資金につきましては、相
當慎重な考慮を払うようになつたので
あります。このためになりましたのは、
結局は為替管理の一般の原則に従つ
て、送金の許可、認可等がきまつてお
るわけでありまして、現状におきまし
ては、ドルその他の外貨への交換につ
きましては、制限的な態度で臨んでお
るわけでありまして、ことに国内にた
まつた円につきましては、い／＼、
業種によつて種類があるわけでありま

す。たとえば御承知の映画の事業をやります上におきまして、外国映画の事業は、相当日本の円が蓄積されておるのであります。その他、いろいろな観光、出版関係によつてたまりました円貨も、相当な金額に上つておるよう聞いておるのであります。こういった種類の事業からたまりました円貨につきましては、特に弘報宣伝関係の事業といたしましては、いわゆる宣撫工作的な意味の事業から、たまりました円貨でもありますので、これを一概にすぐドル貨に交換することを認めますことは、非常に問題ではなからうかと考へておきまして、これは将来の研究の課題だと思つております。

○多田委員 現在外国人の所有に帰すべき満洲の円貨、どの程度あるか、お伺いしたい。

○加屋政府委員 これはまだ詳細な資料が整つておりませんし、なか／＼調査が困難な点もございますので、具体的な金額を申し上げる準備を持ち合せておりませんが、この点につきましては、私どもの方の直接の責任ではございませんが、大蔵省等とも連絡いたしましたして、資料の収集については話合ひをいたしまして、準備を進めて行きたいと思ひます。

○多田委員 時間がないようでありますから、最後に一つ、財産取得令に基くいろいろな援助契約の中に、一定割合受領の権利ということがございますが、これは相当強い条件を相手方から出して来ておるために、せつかく外資が導入されても、企業として非常な圧迫を受けるような傾向があるというような話を聞いておるのでありますが、そういった傾向がないかどうか。現在

外資の導入によつて契約されたその契約の内容は、日本の経済にとつて妥当なものであるという見解であるか、あるいはこの程度はやむを得ないというやうな、ある程度無理な契約がなされておるやうな点がないかどうか、その点についてお伺いいたします。

○加屋政府委員 ただいままでに処理いたしましたところにつきましては、向うの条件を認めました結果、日本の受入れ会社は、非常に経営が苦しくなるといふやうなケースはございませ

間におきまして、私どもいろいろ／＼相談を受けるやうな場合はあるのでありますが、そういった場合におきまして、非公公式に私どもの方の意見を申し上げまして、そうして適切な注意を與えて、向う側と再三折衝をいたしました結果、だん／＼条件がよくなつて参りました。当初向うが要求いたしましたものに比べて、格段に、日本の経済にとつては有利な条件になつておるといふやうなケースは一、二ございませ

○國司委員長 ほかに御質疑がなければ、この際お諮りいたします。本案に對する質疑はこの程度をもつて打切り、討論を省略し、ただちに採決に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。

○國司委員長 御異議なしと認めます。

それでは、これより本案の採決に入ります。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○國司委員長 起立総員。よつて本案は、原案の通り可決いたしました。

なお本案に對する委員会報告書その他の取扱ひについては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○國司委員長 御異議なしと認めまして、さようとりはからいます。

本日はこれにて散会いたします。次回は公報をもつてお知らせいたします。

午後零時五十八分散会

〔参照〕
外資に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕